

# 公民館類似施設整備資金貸付事業 概要

## 1 趣旨

地域コミュニティの拠点である自治公民館の建設に伴う町内会の負担軽減を通じて、地域活動のより一層の活性化を図るため、自治公民館の新築・改築等の整備を行う際に必要な資金の貸付を行うもの。

なお、この貸付については、「富山県市町村振興基金貸付制度」を活用する。

## 2 貸付内容

### 【貸付の対象となる施設・経費】

- ①施設：町内会が整備する施設
- ②経費：用地費、敷地造成費、建築費又は取得費

### 【貸付要件】

- ①貸付を受ける町内会が、地方自治法に規定する地縁による団体の認可を受けていること。
- ②町内会に施設がなく、又は施設が老朽若しくは狭隘なため、公民館活動に支障をきたしていること。
- ③貸付を受けて整備する事業が、貸付を受ける年度内に完了すること。
- ④資金の貸付を受けなければ、施設の整備が困難であること。
- ⑤貸付資金の償還能力を有すること。
- ⑥資金の借入について、町内会における総会等の議決を受けていること。
- ⑦市内に居住し、かつ、相当の資力を有すると認められる2人以上の連帯保証人があること。
- ⑧この貸付による、貸付残額がないこと（2回目以降の貸付の場合）。

### 【貸付金額】

1施設につき、100万円以上1,000万円以下

### 【貸付割合】

対象経費（公民館類似施設建設補助金相当額控除後）の2分の1以内

### 【貸付条件】

- ①利率：貸付年度において、富山県市町村振興基金が富山市に資金を貸付ける際の利率と同率
- ②貸付期間：10年以内
- ③償還方法：9年以内の元利均等による年賦償還。償還額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を合計し、初回償還日に償還する。
- ④据置期間：資金の貸付を受けた年度内
- ⑤担保権設定：必要に応じて抵当権を設定。

### 3 手続の流れ

#### (1) 意向調査

市は、市立公民館を通じて、貸付制度の利用意向があるか調査を行います。

#### (2) 貸付の内定

市は、年度当初に、市立公民館を通じて、町内会へ貸付の内定についてご連絡します。

#### (3) 貸付申請書等の提出

内定を受けた町内会は、事業着手前に、貸付申請書等の必要な書類を市生涯学習課へ提出してください。

- [提出書類]
- ①富山市公民館類似施設整備資金貸付申請書
  - ②事業計画書
  - ③収支予算書
  - ④連帯保証人の収入及び資産を証明する書類（課税証明書等）
  - ⑤連帯保証人の印鑑登録証明書
  - ⑥工事等の見積書及び設計図書
  - ⑦事業実施に関する町内会会議録の写し
  - ⑧地縁による団体の認可書の写し
  - ⑨その他市が必要と認める書類

#### (4) 貸付の決定通知

申請を受けた市は、貸付の可否及び貸付額を決定し、町内会へご連絡します。

#### (5) 工事着手及び完了の届出

貸付の決定通知を受けた町内会は、貸付決定後に工事等に着手し、所定の着手届を速やかに提出してください。工事等の完了後は、所定の完了届を速やかに提出してください。

#### (6) 貸付契約

貸付の決定を受けた町内会は、建築主事等による工事等の完了検査の合格後、資金借用書等の必要な書類を市生涯学習課へ提出してください。

- [提出書類]
- ①富山市公民館類似施設整備資金借用書
  - ②事業実績書
  - ③収支決算書
  - ④登記簿謄本の写し
  - ⑤完成写真
  - ⑥その他市が必要と認める書類

#### (7) 資金の貸付

市は、町内会が指定した口座に貸付金を振り込みます。

### 4 届出義務

貸付を受けた町内会は、貸付申請書及び借用書の内容に変更を生じたときは、変更内容について直ちに市へ届け出て承認を受けてください。

## 5 貸付決定の取消し等

次のいずれかに該当する場合は、貸付の決定を取り消し、又は貸付金の全部又は一部を償還いただくことがあります。

- ①貸付金を目的外に使用したとき。
- ②貸付金の償還を怠ったとき。
- ③虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき。
- ④その他、正当な理由がなく貸付要件に違反したとき。

## 6 繰上償還

貸付金を繰上償還されようとするときは、繰上償還日の20日前までに所定の繰上償還申請書を市生涯学習課へ提出してください。

## 7 延滞利息

貸付を受けた町内会が、貸付金の償還を怠ったときは、その償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき、市税の延滞金の割合と同率を乗じた金額の延滞利息を市に納めていただくこととなります。

## 8 処分の制限

貸付を受けた町内会は、貸付金の償還前に、貸付を受け整備した施設、土地又は借地権（町内会が他者から土地を借り、施設等の整備を行った場合）を貸付金の目的に反して使用、譲渡、交換又は貸与することはできません。

## 9 その他

この貸付を受けた町内会も、公民館類似施設建設補助制度を利用することができます。